

志學館大学における大学及び教育・研究の質保証制度とPDCAサイクル

1 点検評価の統合的实施

この文書は、大学の単年度計画及びそれに係る細目計画と点検、認証評価に係る年度点検及び改革総合支援事業等に係る点検並びに公正な研究の推進に係るモニタリング・点検を統合的に実施し、点検評価業務を合理化・確実化するために必要なPDCAサイクルの手順について記す。

2 PDCAサイクル

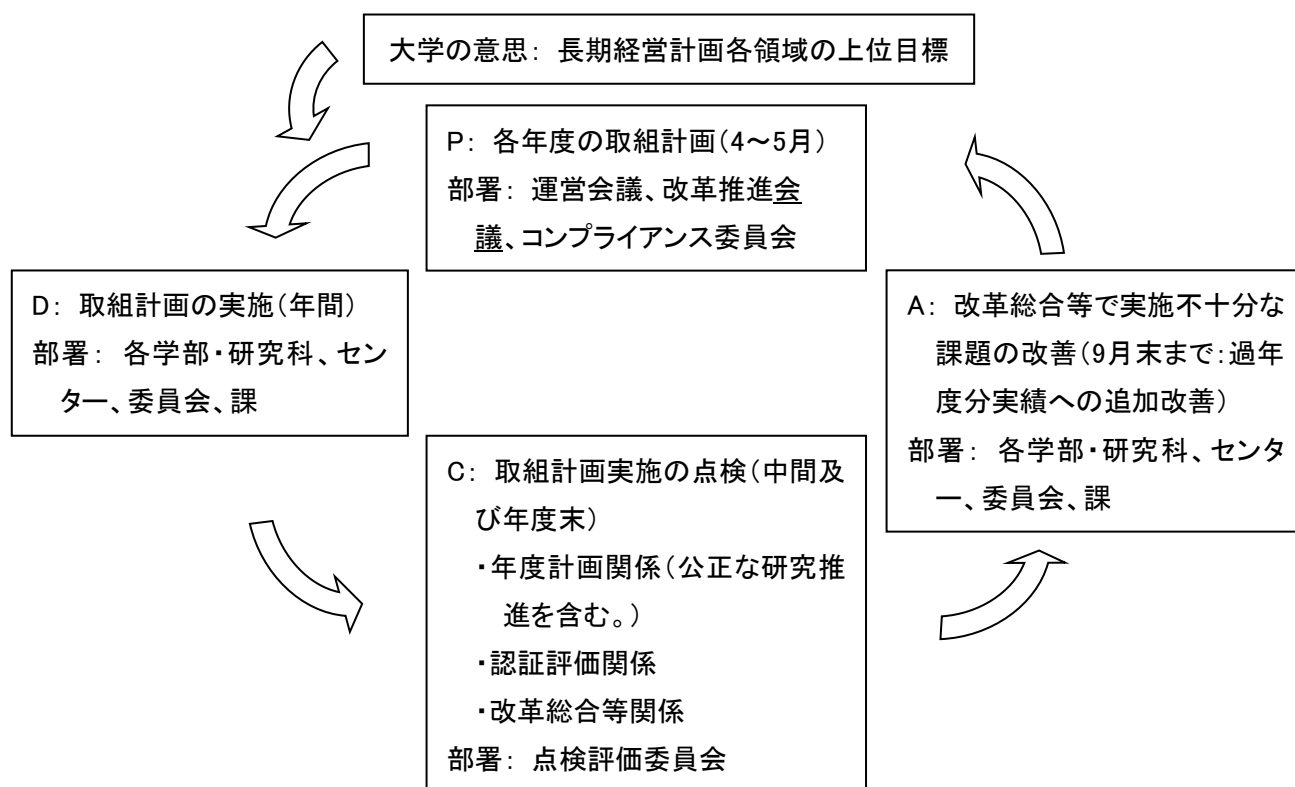
PDCA制度の基軸は、長期経営計画の単年度計画とする。

P：施策・年度計画は、進捗状況により必要な場合、各基本計画（領域）の上位目標の下で、年度初（4～5月）に修正・策定する（取組戦略・取組内容の変更は不可。ただし、追加及び廃止は可）。計画の修正・策定には、改革推進会議及びコンプライアンス委員会の意見を聴いて運営会議が当たる。

D：年度計画の実施には、各学部・研究科、センター、委員会、課が当たる。

C：毎年度中間（改革総合支援事業申請前）及び末に年度計画の実施状況の点検を行う。点検には、学外の参画を得ながら、点検評価委員会が当たる。点検結果を、改革総合支援事業等に係る点検、認証評価に係る年度点検に反映させる。

A：改革総合支援事業等に係る点検により分かった不十分な点の改善を9月まで継続し、10月の中間点検に基づき申請に臨む。中間点検により分かった不十分な点の改善は、年度内にわたって継続する。改善には、各学部・研究科、センター、委員会、課が当たる。



改革総合支援事業等に係る改善と中間点検は、進行中の年度の年度計画には反映されないが、各年度計画の年度末点検の際に、当該年度に強化した計画外の取組（上記の改善等）を取り入れる最終修正があるので、それに反映させる。次年度の計画は、これに続くものに修正する。

3 連絡・報告を確実にするための改革推進会議体制

改革推進会議の委員は、それぞれの所掌部署での細目計画に当たる。なお、教育課程、人事・人件費、施設、予算に影響する可能性がある企画を行う場合は、事前に学長と相談する。

委員は、計画中の事案のうち、全学又は他の部署の教育・研究活動に関係するものについて改革推進会議の場で説明し、他部署との連絡・連携を図る。

委員は、実施中又は完了した事案について、改革推進会議の場で報告する。

改訂歴

平成30年3月28日 大学及び教育の質保証のPDCA管理のために制定

令和2年7月8日 認証評価受審スケジュール確定のために改定

令和3年9月8日 第Ⅲ期認証評価受審ロードマップ期間終了と公正な研究推進体制のPDCA管理導入のために改定

令和4年4月1日 第四次長期経営計画に対応した部署間の報告・連携体制の強化及び改革推進会議改組のために改定